

## 仙台市こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業 事業概要

### 1. 利用方法

- ・対象児童 市内に居住する主として保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童（3歳の誕生日の前々日まで利用可能）
- ・実施形態 定期利用のうち、余裕活用型または一般型
  - ※定期利用：利用する施設、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
  - ※余裕活用型：保育所等において利用児童が定員に達しない場合に、定員の範囲内で受け入れる方法
  - ※一般型：専用スペースを設ける等で保育所等の定員とかかわりなく受け入れる方法
- ・受入枠の数 令和6年6月1日時点での空き枠見込みを限度に設定
  - ※余裕活用型の場合、受け入れ可能人数－入所人数を上限に設定する。
  - ※一般型の場合、上記に関わらず人員配置および面積基準によって算出される受け入れ可能人数を上限に設定する。
  - ※委託契約時に提案どおりの受け入れ可能枠が確保されていることを担保する観点から、事業者選定期間中は、提供された受け入れ枠に他の児童を入所させることはできない。
  - ※委託後、受け入れ枠としていた部分に利用の申請がなかったとしても、委託期間終了までは、最低1枠は確保しておくこと。
- ・預かり事由 現行の一時預かり事業で対象としている事由（保護者の就労、通院、冠婚葬祭、私的理由など）以外の、保育の必要性の有無によらない、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から保育を希望する場合。
  - (例)
    - ・家庭以外の環境で、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を得たい。
    - ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、家庭だけでは得られない様々な経験をさせたい。
    - ・同じ年頃のこどもたちと触れ合い、こどもの成長発達に資する豊かな経験をさせたい。
    - ・保護者としても、定期的に保育士等の大人と関わり孤立感や不安感を和らげたい。こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉え、新たな気づきを得たい。
- ・預かり可能時間 1人あたり月10時間上限
  - ※月10時間の利用可能枠の中で、時間単位で利用可能。
  - ※1日の利用時間については、定期的に利用するという制度の趣旨に鑑み、申込の際に利用児童保護者と相談のうえ決定すること。
  - ※複数施設の同時利用は不可。引越し等やむを得ない事情により年度途中で利用施設を変更することは可能。
  - ※試行的事業として月10時間までの預かりが可能であるが、保護者より月10時間を超えて引き続き保育の希望がある場合は、別途一時預かり事業として利用申請を受けたうえで預かることが可能。そのため、試行的事業の利用申請時に月10時間を超える利用希望が確認できた場合は、一時預かり事業利用申請書を同時に提出させること。ただし、1日の利用時間において、

試行的事業と一時預かり事業を同時に利用することはできない。なお、一時預かり事業未実施施設においては、近隣の一時預かり事業実施施設を案内する等で対応すること。

※給食等の提供については、委託先施設の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。なお、衛生面等を考慮し、保護者による飲食物の持ち込みは原則認めない。

・ 預かり時間帯 月曜日～土曜日の概ね 9：00～17：00

※預かり可能時間及び土曜日の実施の有無については、委託先施設によって異なる。

・ 利 用 料 こども 1 人 1 時間あたり 300 円

※生活保護世帯および市町村民税非課税世帯は無料とする。

※給食費、おやつ代その他保育教材費等の実費徴収に係る費用については、保護者の同意を得たうえで、必要に応じて委託先施設において定めた金額を徴収する。なお、金額設定にあたっては、一時預かり事業（給食費日額 300 円）を参考とするほか、真に必要な妥当性のある金額とする。

※キャンセル料は徴収しない。ただし、当日のキャンセルについては委託料の支払い対象となるため、予定していた利用者の利用可能時間について利用していたものとみなし、下記 6 に記載のとおり利用の処理を行うこと。

## 2. 利用児童および保護者に対する支援

利用児童について、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

利用児童の保護者に対しては、必要に応じて面談や子育てのアドバイス等を行う。

## 3. 要支援家庭に係る情報提供

預かりを行うなかで、要支援児童（※）等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、当該児童の居住する区の家庭健康課・支所保健福祉課に情報提供を行う。また、単なる情報提供を行うにとどまらず、当該児童の保育および保護者との面接対応に際して、各区家庭健康課・支所保健福祉課に必要な対応について相談を行うなど、関係機関との連携に努める。

※要支援児童…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって、要保護児童に当たらない児童のことをいう。具体的には、育児不安を有する親の下で監護されている子どもや養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどをいう。

## 4. 人員配置・設備基準

「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号通知）」に定める基準を遵守すること。

## 5. 利用者募集・決定

利用者募集は本市ホームページで行うほか、必要に応じて委託先施設においても周知を行い、利用申請は委託先施設に直接提出するものとする。利用申請の受付の際は、面談※などによってこどもの

状況を把握し安全に預かるために必要な情報を取得しておく。また、複数施設を同時に利用することはできないため、他施設への申請状況を確認しておく。(実績報告時等に、同時に複数施設に通っていることが確認された場合、一方の施設が委託料の支払対象外となる。)

利用者調整の手法は、委託先施設において抽選によるものとする。より多くの子どもが利用できるよう利用希望者を割り振ったうえで、最終的な利用内定者を決定する。

なお、抽選に際しては、委託先施設において配慮が必要と判断される場合(ひとり親家庭、障害児、要支援家庭等)は積極的に受け入れをするよう努めること。また、利用可能枠が残る場合には、その他の利用希望者を対象に随時抽選を行う。

また、委託先施設においては、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、面談の段階で受け入れを拒むことはできない。ただし、職員配置及び施設の機能等の正当な理由により受け入れが困難である場合には、その具体的な理由とともに市に報告したうえで、当該対象者に割り振られていた枠を空け、その部分に対して更に抽選を行ったうえで利用予定者を決定する。

※面談の実施は基本的に利用申請時とするが、委託先施設の判断により、預かりの初回到親子通園を取り入れ事前面談の代わりとすることも可能とする。その場合は、親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないよう留意すること。  
また、面談においては、制度の意義や目的を丁寧に説明し制度理解を図り、受託施設における保育のあり方や利用停止に関わることについて、十分に伝達を行うこと。

・利用者調整のイメージ【1日の利用可能枠が1名の場合】

① 1人目(Aさん)の利用希望 月曜10時~12時、月4回 計8時間

→1人目なので希望どおりに枠を割り当て

② 2人目(Bさん)の利用希望 火曜9時~11時・木曜15時~17時、月8回 計16時間

→計10時間分まで希望どおりに枠を割り当て

※10時間を超えた分は、一時預かり事業として預かり可能(一時預かり事業の利用として別途申請受付、承認及び実績報告を行う)

③ 3人目(Cさん)の利用希望 月曜15時~17時、月4回 計8時間

→重複していないため、希望どおりに枠を割り当て

○月1週目	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
9:00		Bさん①				
10:00	Aさん①	Bさん②				
11:00	Aさん②					
12:00						
13:00						
14:00						
15:00	Cさん①			Bさん③		
16:00	Cさん②			Bさん④		



(次ページへ)

○月3週目	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
9:00		Bさん⑨				
10:00	Aさん⑤	Bさん⑩				
11:00	Aさん⑥					
12:00						
13:00						
14:00						
15:00	Cさん⑤			※Bさん		
16:00	Cさん⑥			※Bさん		

委託料の支払い対象が1人あたり月10時間までのため、Bさんの試行的事業としての利用はここで終了となります。

10時間を超えて引き続き保育の希望がある場合は、一時預かり事業として預かることにより一時預かり事業費補助金の対象となります（認可施設の場合）。ただし、保護者は別途一時預かり事業の利用申請が必要であること、実績報告は一時預かり事業として行っていただく必要があるため、管理にはご注意ください。

上記のような調整を順次行っていき、すべての枠が埋まる又は利用希望者がいなくなるのどちらかとなり次第調整終了とする。

### ○初回調整

6月上旬を目途に利用者申し込みに関してアナウンスする。7月上旬までの1か月間を募集期間としたうえで、7月中旬までの間で施設において利用者選定（抽選）を実施する。

上記の手法により対象者を決定したのちは、市へ報告し（下記6①参照）、委託先施設において保護者あて通知し、8月1日より預かり開始とする。

### ○初回調整以降の調整

①初回調整後も利用可能枠が残っている、②利用者が利用中断の意向を示し枠が空いた、③連絡なく利用が中断し、その状態が最終利用日から起算して1か月続いた場合は新たな利用者調整を行う。申込期間や利用日調整、利用者決定の時期について、特定の期間は定めないものとする。

(例)

- ②の場合は最終利用日、③の場合は最終利用日から起算して1か月が経過した日（以下、再調整起算日）がN月月初～N月15日の場合は、N月月末までに利用申請があったもの（初回調整で利用に至らなかった者も含む）を対象に再度抽選および利用日調整を行い、新たな利用者を決定する。
- 再調整起算日がN月15日からN月末までのものについては、N+1月の15日までに利用申請があったもの（初回調整で利用に至らなかった者も含む）を対象に再度抽選および利用日調整を行い、新たな利用者を決定する。
- ①の場合は、空き枠に新たな利用申請があれば随時受け入れとする、又は②及び③の場合に合わせ、月2回の抽選とする。

なお、この場合の利用開始日は、利用内定者と委託先施設との間で協議するものとし、特定の利用開始日は定めないものとするが、開始月の利用可能時間に留意すること（月ごとに10時間利用可能。時間数は当月のみ有効。前月及び翌月分の使用はできない）。

※利用希望者向けには、他の利用者の利用が中断した場合、最終利用日に応じて随時新たな利用者の調整を行うため、利用の希望がある方は利用希望施設に利用申請書の提出をしておいていただくよう周知する。

## 6. 利用時間の管理

試行的事業においては、一人あたり「月 10 時間」を上限とするとともに、月 10 時間を超える利用は一時預かり事業として対応することとなる。また、本事業は本格実施を見据えたものであるため、今後検証を進めるにあたり、利用者一人ひとりの月の利用時間を管理し保護者ニーズを把握することが重要となる。利用時間の管理方法については以下のとおりとする。

＜月あたりの利用時間管理＞

月ごとに利用時間管理を行う。なお、当該時間数は当月のみ有効であり、前月及び翌月分の使用はできないこととする。

### ①（初回のみ）利用予定者報告

利用者が決定したら、利用開始までに利用状況報告書兼利用者名簿（市指定様式）に氏名、生年月日等の必要事項を記入し、7月19日頃までに市へ提出する。

※初回は、利用開始前に市において複数施設を重複利用していないか確認いたします。

※次回以降は、③の利用状況報告時に確認いたします。そこで重複利用が確認された場合、遡及して委託料の支払対象外となる場合があるため、利用決定時は他施設で本事業を利用していないか、保護者へ確認してください。

### ②利用者管理表の作成・利用時間の記入

利用者ごとに、利用管理表（市指定様式）を作成し、利用があるごとに利用日及び利用時間を記入し、保護者より確認印をもらう。

【当日キャンセルがあった場合】…利用料は徴収しないが利用可能時間は減る。

利用管理表の「当日キャンセル」欄に有と記入し、利用（する予定だった）日及び時間を記入する。なお、当日キャンセルの取扱いは、利用申請又は決定時のほか、キャンセルの連絡を受けた際にも保護者へ説明すること。

【月の利用可能時間が 10 時間を超える場合】…一時預かり事業として預かる。

利用管理表の「月 10 時間を超える利用」の有無に○をつけたうえで、各施設で定める一時預かり事業実施要綱により利用日時の管理を行うとともに、市で定める一時預かり事業費補助金要綱により利用実績の報告を行う。

### ③利用状況報告書の提出※毎月 10 日頃まで

利用状況報告書兼利用者名簿（市指定様式）を、毎月 10 日頃までに市へ提出する。

※①及び③について、市への提出方法は郵送のほかメールによるデータ送付も可能とするが、個人情報に記載されているため、データ送付の場合はパスワードを設定するなどして第三者が確認できないようにすること。

（参考）1年の流れイメージ

初回	6月5日頃	募集開始	保護者→施設へ申込
	7月19日頃	利用予定者報告	施設→市
	7月24日頃	利用決定通知	施設→保護者
	8月1日	預かり開始	
初回以降	↓	（空きがあれば） 随時受付→決定→預かり	施設⇄保護者

	9月10日	8月の利用状況報告	施設→市
	↓	(空きがあれば) 随時受付→決定→預かり	施設⇔保護者
	10月10日	9月の利用状況報告	施設→市
	↓	11月以降も毎月10日頃に前月の利用状況報告・随時受入	
	3月10日	2月の利用状況報告	施設→市
	3月31日	・3月の利用状況報告 ・実績報告書提出	
	4月～5月末	・変更契約 ・委託料支払	市⇔施設

## 7. 委託料

国において定める下記の基準額に基づき算出される金額となる。

※公募型プロポーザルにおける提案額は、試行的事業利用者から徴収する利用料等は含めないこととして積算する。

(基準額) 基本分：こども1人1時間あたり 850円

加算分：障害児を受け入れる場合、こども1人1時間あたり 400円

減免分：生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の場合、  
こども1人1時間あたり 300円

## 8. 実績報告等

試行的事業実施施設は、毎月10日までに前月分の利用状況報告書を提出するとともに（上記6③参照）、事業終了時には、事業を実施したことによる効果および発見された課題等についてまとめたうえで実績報告書の提出を行う。なお、3月分の利用状況報告書および実績報告書は令和7年3月31日までに提出することを原則とする。

また、本市より定期的に事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについてのアンケート調査やヒアリングを予定しているため、積極的な協力を行うこと。